

越谷特別市民「ガーヤちゃん」のイラスト使用に関する要綱

越谷特別市民「ガーヤちゃん」のイラスト使用に関する要綱（平成26告示第307号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、越谷特別市民「ガーヤちゃん」に係るイラストレーション（以下「イラスト」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用できる者）

第2条 何人も、イラストを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市の品位を損ない、又は損なうおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 法令等（市の条例等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他市長がその使用について不適當であると認めるとき。

（使用の届出）

第3条 イラストを使用しようとする者は、あらかじめ、イラスト使用届出書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に届け出なければならない。ただし、個人又は家庭内において使用する場合は、この限りでない。

（使用料）

第4条 イラストの使用に係る使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 イラストを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するイラストのデザインは、市長が別に定める方法に基づき使用すること。
- (2) イラストに関し、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (3) 第3条の規定により届け出た目的以外に使用しないこと。
- (4) イラストを使用した物件の写真等を市長に提出すること。

(届出内容の変更)

第6条 使用者は、第3条の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、イラスト使用変更届出書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第7条 使用者は、当該使用によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第8条 イラストを使用している者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱の規定に違反したときは、市長は、イラスト使用差止請求書(第3号様式)により、その使用の差止めの請求その他の必要な指示等を行うことができる。

- 2 前項の規定により使用の差止めの請求をされた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかイラストの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の越谷特別市民「ガーヤちゃん」のイラスト使用に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により使用承認を受けている者に係るイラストの使用承認については、当該使用承認の期間内に限り、旧要綱第4条、第6条から第8条まで及び第10条（第1項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

第1号様式（第3条関係）

イラスト使用届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話

E-mail

（担当者名： ）

下記のとおり、イラストを使用するので届け出ます。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	※イラストの使用内容が分かる資料 （企画書、サンプル、レイアウト、原稿、画像等）

第2号様式（第6条関係）

イラスト使用変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話

E-mail

（担当者名： ）

年 月 日付けで届け出たイラストの使用について、下記のとおり変更するので、届け出ます。

記

使用物件		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
添付書類		

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

イラスト使用差止請求書

年 月 日付けで届出のあったイラストの使用について、下記理由により使用の差止めを請求します。

記

理 由